

第20期水俣学講義
「水俣病の補償・救済制度—小児性・胎児性水俣病患者のいま—」

2021.10.7

熊本学園大学水俣学研究センター
田尻雅美

水俣病事件から何を学ぶのか

- 水俣病が公式に確認されたのは、1956年5月1日
- 政府に公害と認められたのは、1968年9月26日
- 水俣病と認定されれば「補償協定」
- 水俣病と認めない各種救済措置
- しかし、今日でも「水俣病は終わらない」
- 認定申請、裁判、行政不服と水俣病と認めるための行動
- 水俣病と認定された患者たちは、補償を受けて救われたのか
- * 胎児性・小児性水俣病患者の生きざまから
- * 講師の方々の講義・生きざまから

ご自身で考えてください。

水俣病の補償・救済

1959年12月30日	見舞金契約（チッソと水俣病患者診査協議会で認められた患者）
1973年7月	補償協定締結（チッソとの協定、認定された患者のみが対象）
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律（認定された患者のみ）
1974年12月	認定申請者治療研究事業「認定申請者医療手帳」
1996年	水俣病総合対策医療事業 「医療手帳+一時金」 「保健手帳」
2005年	水俣病総合対策医療事業の拡充「保健手帳」
2009年	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 「被害者手帳+一時金」 「水俣病被害者手帳」
上記以外に訴訟で勝訴した患者の手帳がある。	



2021年8月末の
水俣病認定申請状況

熊本県認定業務の現状（2020年8月末と2021年7月末）単位：人

	県関係		臨措法関係(注)	2021年7月 末計
申請件数	2021年7月末	2020年8月末	2021年7月末	
	21,782	21,735	447	22,229
認定件数	1,758	1,758	32	1,790
棄却件数	12,774	12,646	350	13,124
取下等件数	6,906	6,869	65	6,971
現在の認定申請件数	344	433	0	344

熊本県の資料を基に作成

https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=19936&sub_id=42&flid=249265

鹿児島県の認定申請状況（2020年8月末と2021年7月末）単位：人

申請者数	申請者数	処分済		未処分	
		認定	棄却	保留	未審査
2020.7	延5,818人	493	延4,209	0	1,116
2021.7	延5,861人	493	延4,286	1	1,081
2021.7月末 実申請者 3,843		延4,779		1,082	

鹿児島県の資料を基に作成

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/minamata/toukei.html>

水俣病認定申請処理状況（2021年6月30日現在）

水俣病認定申請処理状況（2021年6月30日現在）

県別/項目	申請実数	処分数		未処分
		認定	棄却	未審査
熊本県	15,254	1,790 (1,573)	13,124	340
内水俣市	5,016	965	4,008	34
鹿児島県	5,852	493 (420)	4,286	1,073
合計	21,106	2,283 (1,993)	17,410	1,413

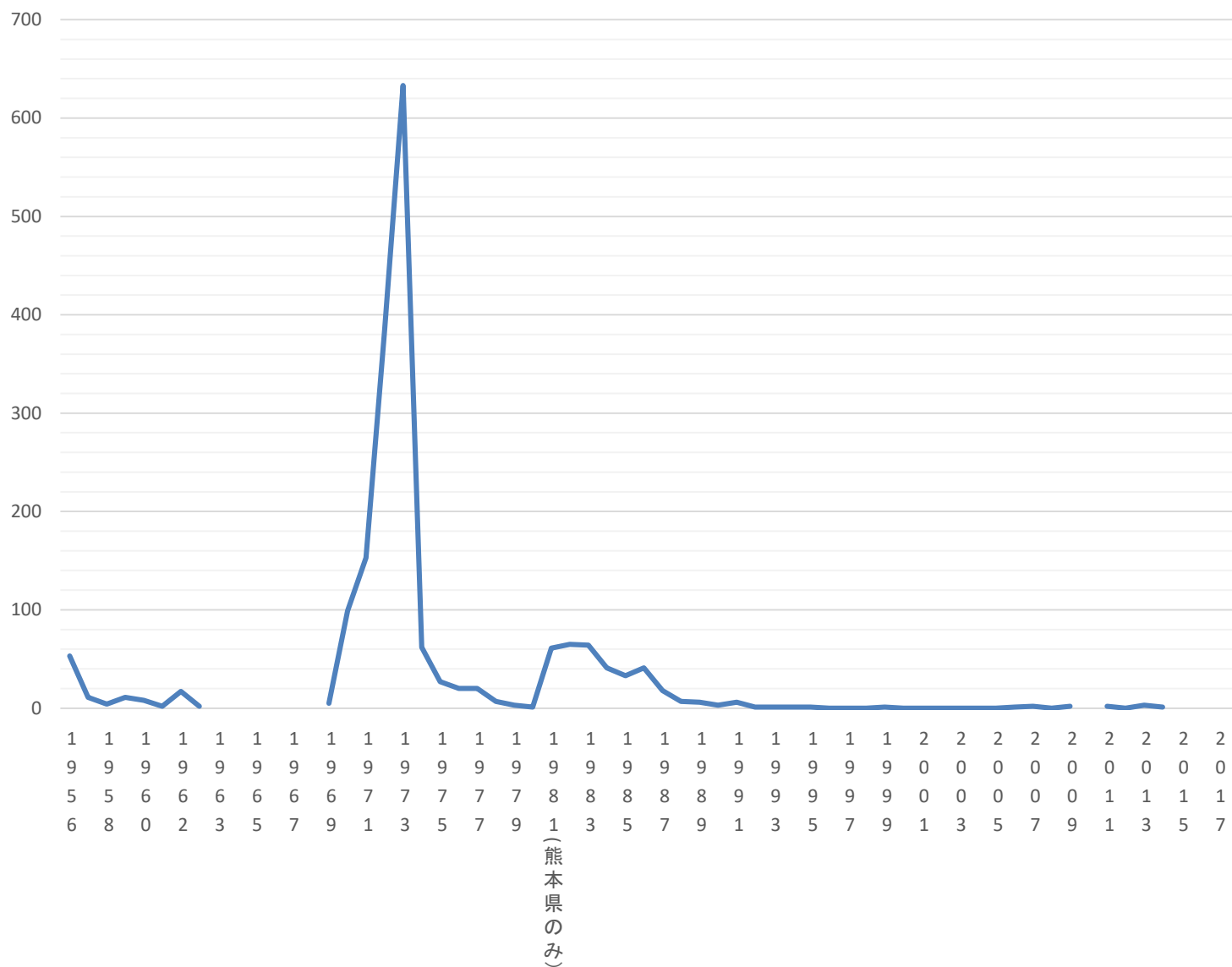
表中で、（ ）は死亡者数再掲

水俣病資料館 <https://minamata195651.jp/list.html#3>

* 生存者：熊本県217人 鹿児島県73人 合計290人

	熊本県	鹿児島県	備考
95年政治的和解 総合対策医療事業	12,374人 (医療手帳11,152人、保健手帳1,222人)		平成27年環境白書 314～315P
平成17年10月～22年7 月総合対策医療事業	28,364人（保健手帳）		平成27年環境白書 314～315P
特措法による給付対象 者：被害者手帳	22,816人	13,545人	2014年8月29日熊本 県報道資料

認定患者数



水俣奇病対策と救済措置 発生当初「奇病・伝染病」

1956年 5月28日	「水俣市奇病対策委員会」（水俣保健所、市医師会、市立病院、チッソ附属病院、市衛生課で構成）が発足し、患者の措置・原因究明にあたる。 伝染病と早合点して因襲的な考えから、ひたむきに患者発生を隠蔽していた。
7月27日	伝染病「擬似日本脳炎」とし、市隔離病院（避病院）に隔離（日本脳炎に準じ、伝染病の防疫措置に従い実施） * 医療費負担がない
8月	奇病発生地域の消毒（消化器伝染病及び日本脳炎に準じて実施） 井戸の消毒、患者発生自宅の消毒及び虬族駆除
8月3日	熊本県衛生部が、厚生省に「原因不明の脳炎様疾患多発」を報告
8月30日	熊本大学病院藤崎台分院、隔離病棟に「学用患者」として収容 * <u>医療費負担がない</u> 水俣市：1957年5月27日入院患者の付添人に食費月額4,000円を支給

1958(昭和33)年平均月収16608円

<https://nenji-toukei.com/n/kiji/10023/>

1956年 11月3日	熊本大学研究班「伝染性疾患は<u>否定</u>、ある種の重金属中毒、特にマンガンが疑われる。人体への侵入は<u>魚介類</u>による。」 その汚染原因はチッソの工場排水が注目される
1957年 2月	熊大:水俣湾内の漁獲禁止必要
8月	16日 熊本県は、厚生省(当時)に水俣湾産魚介類販売の禁止措置について、食品衛生法適用の是非について照会 水俣市漁協、地先漁業の<u>自粛</u>を組合員に通告
9月	厚生省(当時)は 湾内魚介類すべてが有毒化した根拠はない 「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められないので、当該特定地域にて漁獲された魚介類のすべてに対し食品衛生法第4条第2号を適用することはできないものとする」と考える」 昭和32年9月11日、厚生省公衆衛生局長
10月	15日 水俣市病奇病対策委員会:12人(うち3人死亡)を水俣病と決定。 水俣市:奇病49世帯の実態調査。生活扶助17世帯など
12月	26日 水俣市:奇病世帯に更生資金貸出(14世帯 64万円)

1958年8月	15日 水俣市議会对策特別協議会、水俣湾一帯の漁獲、食用自粛を促進することを決定 15日水俣市奇病対策委員会、水俣湾の魚を食べないように地元へ自粛を要望、患者宅の視察 21日 熊本県、熊本県漁連関係漁協等へ水俣湾内での操業厳禁を指導通達
12月	水俣市立病院に水俣病専用仮病棟完成、患者11人収容
1959年7月	8日 熊本県議会「水俣病特別対策委員会」設置 14日 水俣市立病院に水俣病専用病棟落成、29人が公費入院 熊本大学研究班会議で有機水銀説報告

1957(昭和32)年度 患者発生状況	49世帯 64人(水俣病事件資料集上巻361p)
1957(昭和32)年度 生活保護適用状況	17世帯 (水俣病事件資料集上巻361p)
1957(昭和32)年度 世帯更生資金貸付	17人 (水俣病事件資料集上巻364p)
1959(昭和34)年 患者発生状況	63世帯79人(死亡32人含)(水俣病事件資料集上巻542p)
1968(昭和43)年 患者発生状況	89世帯 111人(水俣病事件資料集下巻1734p)
1970(昭和45)年 患者発生状況	121人(胎児性23人、死亡46人)(企業の責任296p)

患者たちは？ 患者とその家族の生活は窮乏、孤立

1957年8月

水俣奇病罹災者互助会結成（後に水俣病患者家庭互助会）

1959年11月25日

チッソ工場へ
補償金2億3千万円、
一人当たり 300万円を要求

チッソ工場側

「厚生省の発表では、病気の原因と工場排水との関係はなんら明らかにされていない」

1959年11月

水俣市に（11/21熊本県に陳情）被害補償の陳情

工場前に座り込み

「魚をとっても売れない。それで漁民の暮らしたから食うの困っているのです。」「もう、本当に食うか食わず、米代も皆働けないから、ないわけです」

「（前略）私たち正門に座り込んでおってはずかしい思いをしながら、従業員の人にさえも私たちは隠れながら、座り込みをやっていました。」

見舞金契約 1959年12月30日 調印

死者	30万円
葬祭料	2万円
年金 成人	10万円/年
年金 未成年者	3万円/年 (成人に達したら5万円/年)

水俣病紛争調停委員会 1959年11月24日発足
寺本熊本県知事
岩尾熊本県議会議長
中村止水俣市長
河津県町村会長
伊豆熊日社長

「将来、原因が工場排水と決定しても 新たな補償要求は一切しない」条項。

責任の所在もない。

その後、水俣病がチッソ株式会社を原因とする公害と認められる1968年まで被害者たちは放置。

* 1959年12月25日

厚生省 水俣病患者診査協議会設置（臨時）

（1961年9月 14日水俣病患者診査会発足（主管：熊本県衛生部））

1962年11月 胎児性水俣病が認定

「この案を呑まなければわれわれ調停委員会は手を引くといわれ、患者達は、生活の苦しさで孤立した闘いのなかで、ついに涙を飲んでその「見舞金契約」に調印した。」

原田正純：『水俣病』岩波新書
1989年 p 60

胎児性水俣病の認定

1961年3月

一人の脳性小児まひ患者が死亡し解剖され、その結果、その子どもだけが胎児性水俣病と認められた。
他の子どもたちは、認められず。

役所の人



一人は水俣病とわかったが、ほかの子どもたちがみんなそうだということはわからないので、もう一人死ぬとわかる

1962年9月

もう一人の胎児性患者が死亡し解剖され、その結果、胎盤を経由した水俣病であることが証明された。

1962年11月

胎児性水俣病 16人が認定
2011年現在、 原田調査では、胎児性水俣病患者 68人

胎児性患者しのぶさんは、小さいころのことを

「近所に友達がいたが、水俣病じゃない。どうして自分ばかり水俣病にならなにかなと思った。やっぱり近所の友達と遊べなかった」

水俣病は奇病であり、感染するのではないかと恐れる人々は、胎児性水俣病患者と遊ぶことを禁じていた。水俣病と認められたことでこのような差別が胎児性水俣病患者に向けられた。

法律による補償 - 公害としての「水俣病」 -

1968年5月	チッソ工場 アセトアルデヒド製造停止
9月	政府が水俣病は公害と認定
患者達	チッソと補償交渉を迫る
チッソ	「補償基準の日安がない」と具体策を出さず進展せず。厚生省に補償基準をつくる委員会設置を申入れ
厚生省	「水俣病補償処理委員会」を設置することになり、患者に対して「委員の選任は厚生省に一任し、 <u>結論には異議なく従う</u> 」という確約書を求めた
患者達	確約書を提出し厚生省に依頼する人達。 患者79人
	チッソと直接交渉する人達。
	「見舞金契約」の二の舞を踏まないと決意した患者と家族29世帯112人（患者42人）は1969年6月14日に熊本地裁にチッソの責任を追及するために提訴
1973年3月	水俣病第一次訴訟 原告勝訴判決
7月	チッソと患者の間で「補償協定」締結
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律

水俣病に関する見解と今後の措置

昭和43年9月26日 厚生省

1 水俣病の本態とその原因

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによつて起った中毒性中枢神経系疾患である。その原因物質は、メチル水銀化合物であり、新日本窒素水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が工場廃水に含まれて排出され、水俣湾内の魚介類を汚染し、その体内で濃縮されたメチル水銀化合物を保有する魚介類を地域住民が摂食することによって生じたものと認められる。水俣病患者の発生は昭和35年を最後として、終息しているが、これは、昭和32年に水俣湾産の魚介類の摂食が禁止されたことや、工場の廃水処理施設が昭和35年1月以降整備されたことによるものと考えられる。

2 これまでの経緯と今後の措置

(1) 経緯

(イ) 水俣病については、厚生省は昭和31年以来その原因究明と対策にあたりるとともに、食品衛生調査会に水俣食中毒特別部会を設け、慎重に調査、審議した結果、昭和34年11月に厚生大臣に対してその答申が提出された。また、患者に対しては38年以来県、市と協力して患者の医療対策を進めてきた。

(ロ) 昭和34年12月新日本窒素肥料株式会社と患者グループとの間において民事上の和解が成立している。

(ハ) 昭和35年2月政府全体としての総合的見地より、水俣病の原因究明と対策を検討するため、経済企画庁に「水俣病総合対策協議会」を設け数次にわたる検討が行なわれた。

(ニ) 本件の最終結論に関しては、本年7月経済企画庁長官と厚生大臣の話し合いにより、直接人の健康の被害にかかわる問題であるので、公害対策基本法の主務大臣が行なうこととされた。

チッソと患者との間で交わされた補償協定

		公害健康被害の補償などに関する法律		
施行年月		昭和48年10月（旧法は昭和44年12月公布）		
		水俣病認定患者とチッソとの補償協定		
申請期限		なし		
給付内容（金額は2015年）		Aランク	Bランク	Cランク
チッソが直接負担	一時金	1800万円	1700万円	1,600万円
	終身特別調整手当	177,000円/月	91,000円/月	71,000円/月
	医療手当入院	15日以上36,200円、8～14日34,200円、1～7日25,100円		
	医療手当通院	1日以上 25,100円		
	医療費	チッソが全額を負担		
	介護費	45600円		
	葬祭料	558000円		
金 患者医療生活保障基	針・灸治療費/療養費	回数・金額に上限なし		
	温泉治療券（年間/本人家族分の総計）	65600円	65600円	49200円
	その他	おむつ手当10000円、介添手当22,950円、香典100000円、マッサージ治療費1回1000円（年25回以内）、胎児性患者就学援助費（年間）小学生50300円・中学生74100円、通院交通費10km未満270円・20km未満400円・20km以上600円・離島680円		

チッソとの補償協定

1973年と2013年

表 チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容 1973年

チッソが直接負担 (単位=円)

内容 / ランク	A	B	C
慰謝料	1800万円	1700万円	1600万円
特別調整手当 月額	60,000	30,000	20,000
医療手当(治療費) 通院	4,000～5,000		
入院	5,000～7,000		
医療費(治療費)	チッソが全額負担		
介護費	5,000～10,000		
葬祭料	200,000～233,000(1974年当時)		

出典) 平成24年4月2日ミカコ第1号 チッソ株式会社水俣本部 本部長 木庭竜一
「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」「水俣病問答集」より作成

表 チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容 2013年

チッソが直接負担 (単位=円)

内容 / ランク	A	B	C
慰謝料	1800万円	1700万円	1600万円
特別調整手当 月額	169,000	90,000	68,000
医療手当(治療費) 通院	24,800		
入院	24,800～35,700		
医療費(治療費)	チッソが全額負担		
介護費	46,400		
葬祭料	537,000		

出典) 平成24年4月2日ミカコ第1号 チッソ株式会社水俣本部 本部長 木庭竜一
「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」「水俣病問答集」より作成

チツソとの補償協定 患者医療生活保障基金

1973年と2013年

表 チツソとの補償協定等による認定患者への補償内容 1973年			
患者医療生活保障基金		(単位=円)	
内容 / ランク	A	B	C
おむつ手当	10,000		
介添手当	10,000		
香典	100,000		
胎児性患者就学援助金	小学生	25000/年	
	中学生	35000/年	
温泉治療費	無料券32回分 宿泊無料券4回分		
	家族無料券		家族半額券
鍼灸治療費	はり、きゅう施術利用証が必要		
マッサージ治療費	1回300円、20回/年(1974当時)		
通院のための交通費	270～680		
その他必要な費用			

出典) 平成24年4月2日ミカコ第1号 チツソ株式会社水俣本部 本部長 木庭竜一
「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」、「水俣病問答集」より作成

表 チツソとの補償協定等による認定患者への補償内容 2013年			
患者医療生活保障基金		(単位=円)	
内容 / ランク	A	B	C
おむつ手当	10,000		
介添手当	23,200		
香典	100,000		
胎児性患者就学援助金 (1980年当時)	小学生	50,300/年	
	中学生	74,100/年	
温泉治療費	無料券32回分 宿泊無料券4回分		
	家族無料券		家族半額券
鍼灸治療費	はり、きゅう施術利用証が必要		
マッサージ治療費	1回1000、25回/年(1981年)		
通院のための交通費	270～600		
その他必要な費用			
出典)平成24年4月2日ミカコ第1号 チツソ株式会社水俣本部 本部長 木庭竜一 「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」、「水俣病問答集」より作成			

法・通知・通達	認定申請者治療研究事業
施行年月	昭和49年12月
	認定申請者医療手帳
申請期限	* 有効期限: 知事の処分があった月の末日まで
給付内容(金額は2015年)	
一時金	なし
年金	なし
医療手当入院	なし
医療手当通院	保留者には、研究治療手当(500円/療養日)
医療費	自己負担分を国・県が負担
介護費	なし
葬祭料	なし
針・灸治療費/療養費	針・灸施術療養費: 月5回を限度(1回の限度額がある)
温泉治療券	なし
その他	介護費用(医療系サービス)の自己負担分
	◎保留者にはマッサージ施術の医療保険定期用外、再検診手当(500円/日)、離島手当(500円/療養日)、介添手当(月10日未満5000円/月・月10日以上20未満7500円/月・月20日以上10000円/月)を支給

水俣病訴訟と運動 ～被害の象徴～

1969年



1970年



裁判では、胎児性患者の親や医学者が被害の実態を証明することになったため、被害によって何も出来ないことを強調し証言した。

1973年



1980年



1970年5月25日 あっせん阻止

患者のパネルを手に水俣病補償処理委員会のあっせん阻止を叫ぶ人たち



熊本日日新聞社編集局編「水俣病50年 報道写真集」熊日日新聞社 2006年

公健法 認定制度が及ぼしたもの

医師に水俣病と診断されても、認定審査会で水俣病と認定されないと水俣病患者として認められず、補償を受けられない。

水俣病の未認定問題が大きな社会問題。認定申請者は増加。

裁判で解決を求める2000人以上の原告のいるマンモス訴訟が
熊本、福岡、京都、東京の地裁で提訴

1990年9月

東京地裁「水俣病問題の早期解決のためには話し合いによるほかない」

水俣病被害者も高齢化
「**生きているうちに救済を**」苦渋の決断

水俣病事件史上初めて**和解を勧告**

1995年～
1996年

政府による最終解決策に基づく和解協定
責任の所在のないもの・・・ 「水俣病総合対策医療事業」

和解協定案を受託
訴訟に加わっていない患者各団体も解決策に調印
関西訴訟だけが調印せず。

表7 各訴訟における和解勧告の状況

訴訟名	裁判所	和解勧告	和解受諾	
			チッソ	県
3次1陣訴訟	福岡高裁	平成2年10月12日	平成2年11月28日	平成2年11月26日
3次2陣訴訟	熊本地裁	平成2年10月4日	平成2年11月5日	平成2年10月31日
東京訴訟(A号・B号共通)	東京地裁	平成2年9月28日	平成2年10月5日	平成2年10月15日
関西訴訟	大阪地裁	平成4年12月7日	平成4年12月25日	平成4年12月25日
京都訴訟	京都地裁	平成2年11月9日		平成2年12月21日
福岡訴訟	福岡地裁	平成2年10月18日	平成3年1月22日	平成2年12月21日

出典) 熊本県環境公害部『訴訟概要』平成5年10月 p 14～19を基に筆者作成

政治的和解も、責任の所在のないもの……

これによって水俣病問題は解決したとされ地域再生の「もやい直し」への取り組みへ

また、水俣病は、終わったと……

法・通知・通達	総合対策医療事業				
施行年月	(平成8年1月12日公布)				
	医療手帳		保健手帳		(新) 保健手帳
申請期限	1992年6月～1995年3月			2005年10月13日～	
	1996年1月22日～7月1日			2010年7月31日	
	5年ごとの更新が必要		更新不要だったが、特別措置法施行後被害者手帳への変更が		
給付内容					
一時金	260万円		なし		なし
年金	なし		なし		なし
療養手当入院	23500円		なし		なし
療養手当通院	70歳以上 21200円	外来通院月2 回以上	なし		なし
	70歳以下 17200円	外来通院月1 回以上			
療養費	自己負担分を国・県が負担		上限月7500 円・5回	自己負担分を 国・県が負担	自己負担分を国・県が負担
針・灸治療費/療養費	上限月7500円 月5回、1回限 度額がある	月額7500円以 内で国・県が負 担(回数制限1回 当りの上限廃止) 温泉療養費が	1回限度額があ る	月額7500円以 内で国・県が負 担(回数制限1回 当りの上限廃止)	月額7500円以内で国・県が負担
温泉治療券	なし	追加			
その他	介護費用(医療系サービス)の自己負担分				
	赤字:2004年水俣病関西訴訟最高裁判決で国・県の責任が明 確になった後、平成17年より拡充。青字:拡充前。				

24

水俣病 国と県に責任

関西訴訟原告側が勝訴

最高裁 初判断

規制怠り被害拡大

未認定37人に7150万円賠償



水原商會西評判判決後、「國・熊本県の責任を認める」と置かれた無残者を手に、支援者らに抱えられる川上純行徳田市長（左から2人目）＝15日前後、熊本県

行政官の職務に多大の影響を及ぼす。更にこれについては、大坂商生会及び六甲の平越組両氏が別に分かれていたが、唯一上野組もこの間に附属して、幾多の爲め補助的計畫を遂行した。

以上は四州貿易連盟の一二年に於て、

[illegible]

明治三十四年（一九〇一年）の十月、
關西は五十年十一月の時
高で中絶する。後継者が
降生し、新皇が即位した上
づいてることを確認して、
この水曜日の朝刊があり
る種の掲載された。

永保後の精神について、
「我が國では太極図説
の『陰陽』と」との相違を
示すを以て、大體其状を

【水俣病関西訴訟の判決骨子】

国は1989年12月末には、チップの工場廃棄物について3次資源二法による規制制度を施行すべきだった。

国の90年1月以降、燃料税増徴を行なわず増産を拡大させたのは、著しく環境性を欠き違法

熊本県と同様の認識を得る、熊本県並規模で規制制度を行使する義務があった

国と県には、県民9人分の約150万円の賠償責任がある

県民が県民時代に転じては思っていない、国の違法な不作為と被害の因果関係を認められない、

米連合国軍占領法廷、「国・幣奉還の責任を認めろ」
川上純行憲兵団長（左から2人目）＝15日午後、東京

[illegible][illegible]

2004年10月 チッソ水俣病関西訴訟最高裁判決

1.責任について	国・県の責任が明確
2.対象者の要件(病像)	疫学条件+感覚障害だけの水俣病
3.賠償内容	1人当たり400万円～800万円

患者たちの新たな動き

- ・認定申請者が急増
- ・被害者の運動が広がった
- ・裁判も

水俣病患者と認めるのではなく、水俣病にもみられる症状がある人が対象

2010年 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

新たな区分の水俣病患者→水俣病被害者

胎児性・小児性患者の切り捨て→出生年で区切る

加害企業の救済→チッソ分社化

国・県の行政責任は問われず

水俣病実態は不明（被害地域・被害年数・人数）

新潟水俣病第4次訴訟和解	団体加算金2億円
水俣病不知火患者会集団訴訟 和解	団体一時金29億5千万円
水俣病被害者芦北の会（村上喜治会長、294人）	団体加算金：1億6千万円
水俣病被害者獅子島の会（滝下秀喜会長、88人）	団体加算金：4千万円
水俣病出水の会（尾上利夫会長、3782人）	団体加算金：29億5千万円

チッソと紛争終結の協定→対象者は、今後一切の裁判や自主交渉、患者認定の申請をしないことなどを約束

チッソ負担：一時金と団体一時金
調印に立ち会い

小林光	環境省上席参与
-----	---------

村田信一	熊本県副知事
------	--------

宮本勝彬	水俣市長
------	------

あいまいにされたこと

「水俣病の発生・拡大に対する行政責任」

「水俣病患者としての補償」

1996年政治的解決以降

救済の対象者は**水俣病ではない**が一定の症状があり、
「救済を求めるには無理からぬ理由がある。」

2013年4月

溝口訴訟最高裁判決 勝訴 現行認定基準（52年判断条件）によって棄却とした熊本県の判断を覆した

法・通知・通達	水俣病被害者特別措置法	
施行年月	(平成21年7月)	
	水俣病被害者手帳	
申請期限	2010年5月1日～3年をめぐりに終了	
	(既に認定申請中・保健手帳所持者は2011年3月31日まで)	
給付内容	救済措置対象者	療養費対象者
	(一時金+水俣病被害者手帳)	(水俣病被害者手帳)
一時金	210万円	なし
年金	なし	なし
療養手当入院	17700円	なし
療養手当通院	70歳以上15900円	なし
	70歳以下12900円	
療養費	自己負担分を国・県が負担	
針・灸治療費/療養費	月額7500円以内で国・県が負担	
温泉治療券		
その他	介護費用(医療系サービス)の自己負担分	
	離島加算1月につき1000円	

「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」

平成26年3月7日

環境省総合環境政策局環境保健部長

2.総合的検討の内容

(1) 申請者の有機水銀に対するばく露

①申請者の体内の有機水銀濃度	汚染当時の頭髮、血液、尿、臍帯などにおける濃度
②申請者の居住歴	住民数に比してどの程度の数の公健法等に基づく水俣病の認定があったかを確認すること
③申請者の家族歴	同居家族等の中に、公健法等に基づく水俣病の被認定者がいるかどうか、どの程度いるか
④申請者の職業歴	同居していた家族等が、漁業等の魚介類を多食することになりやすい職業に従事していたか、その内容と期間

補償・救済措置、水俣病と認められないことが大きな問題の水俣病。すでに認定されている患者、胎児性・小児性水俣病患者の生活はどうだったのだろうか。

胎児性・小児性水俣病患者は病院・施設、学校教育の中で

1959年	水俣市立病院水俣病専用病棟
1965年	水俣市立病院付属湯之見病院 西日本で初めてのリハビリテーションを備えた病院
1972年	水俣市立重度心身障害児（者）施設「明水園」 認定された水俣病患者だけの施設

内田守教授(熊本短期大学)が1964（昭和39）年8月と12月に行った現地調査によると
「胎児性患者21人（2人は死亡）のうち入院生活者は8人、自宅生活者は11人と、自宅で生活を送っているほうが多いのであった。」

内田守：「水俣病の社会的視点と公害法問題」『熊本短大論集 第29号』熊本短期大学1965年3月

水俣市では被害者が多く、水俣病が社会的問題になったこともあって医療施設を設置そのことにより水俣病患者達は一箇所に集められ、治療、リハビリと医療を中心としたケアが受けられた。しかし、そのことが却って長期施設入所を可能にし、現在に至っても施設暮らしを強いられることにもなっている。

常に特有の生活パターンに従い、常に同じ入所者たち同じ職員たちとの人間関係しかもつことができない。

胎児性・小児性水俣病患者は病院・施設、学校教育の中で

水俣第一小学校：1957（昭和29）年10月15日補助学級*1958（昭和33）年4月補助学級新校舎落成（水俣市中心部にある）

水俣第一中学校特殊学級（水俣市中心部にある）

水俣第二小学校：1960（昭和35）年4月1日特殊学級設置（水俣市）

*1 <https://es.higo.ed.jp/minamata1stes/wysiwyg/file/download/15/6>

特殊学級水俣市中心部の水俣第一小学校・中学校に通学するために、水俣市立病院水俣病専用病棟に入院する。

1969年（昭和44年）4月15日

湯の児病院内に、水俣第一小学校分校開校
水俣市立病院内に、水俣第一小学校浜分校開校

1973年（昭和48年）8月

訪問教育開始（重度の患者たちにやっと教育の機会が）

1975年（昭和50年）4月

湯の児病院内に第一中学校の分校（小学校を卒業する入院患者たちに合わせて開校された。）

1979年養護学校義務化が制定

Nさん	1957年2月生まれ	1969（昭和44）年12歳：湯の児病院第一小学校分校入学 1975（昭和50）年18歳：湯の児病院第一中学校分校入学 同級生の胎児性患者5人
Kさん	1955年8月生まれ	1969（昭和44）年 湯の児病院分校入学
Sさん	1956年7月生まれ	1963（昭和38）年 7歳 水俣第一小学校入学（市立病院に入院）

「他の兄弟は、小学校に行くの
になぜ自分はいかれないのだろ
うと思っていた」
「学校は楽しかった。」

「病院での生活はよかもんじゃなかった」
「付き添いに洗濯、食事など身の回りの世話
をしてくれる人が昼4人、夜4人いた。昼の人
とあわず、子どもながらに嫌だった。夜の人
はやさしかった。」

「楽しかった。先生たちと遊んで楽しかった。夜は
泣きよったって、寂しかったの。」
毎週土曜には自宅に帰り、月曜の朝、病院に戻る
「月曜の朝が一番嫌だった。家におりたかった。」

水俣には特殊学級は中学校までしかなく、養護学校高等部に進学するためには水俣市から直線距離
で75キロほど離れた下益城郡松橋（現宇城市松橋町）まで行かなければならなかった。

水俣市在住の障害者 T

2010年ヒアリング当時44歳

- 1966年水俣市に生れ10ヶ月で発病し小児麻痺と診断され八代労災病院に入院していたが、その後出来たばかりの湯之見病院へ入院する。

「水俣病のおかげで、水俣にはよそよりずいぶん早い時期にリハビリテーションがある病院ができた。そのため、自分のような障害者でもリハビリ訓練を受けることができ、今のよう生活（T氏は車椅子を利用している）ができるようになったと思う。しかし、**明水園は水俣病患者しか入ることができず、他の障害者は水俣にいて利用することは出来ない。**だから、自分のような車椅子である程度自分で何でもできる人は水俣にいられるが、**重度障害者は家にこもるか、よそに行くしかない。**」

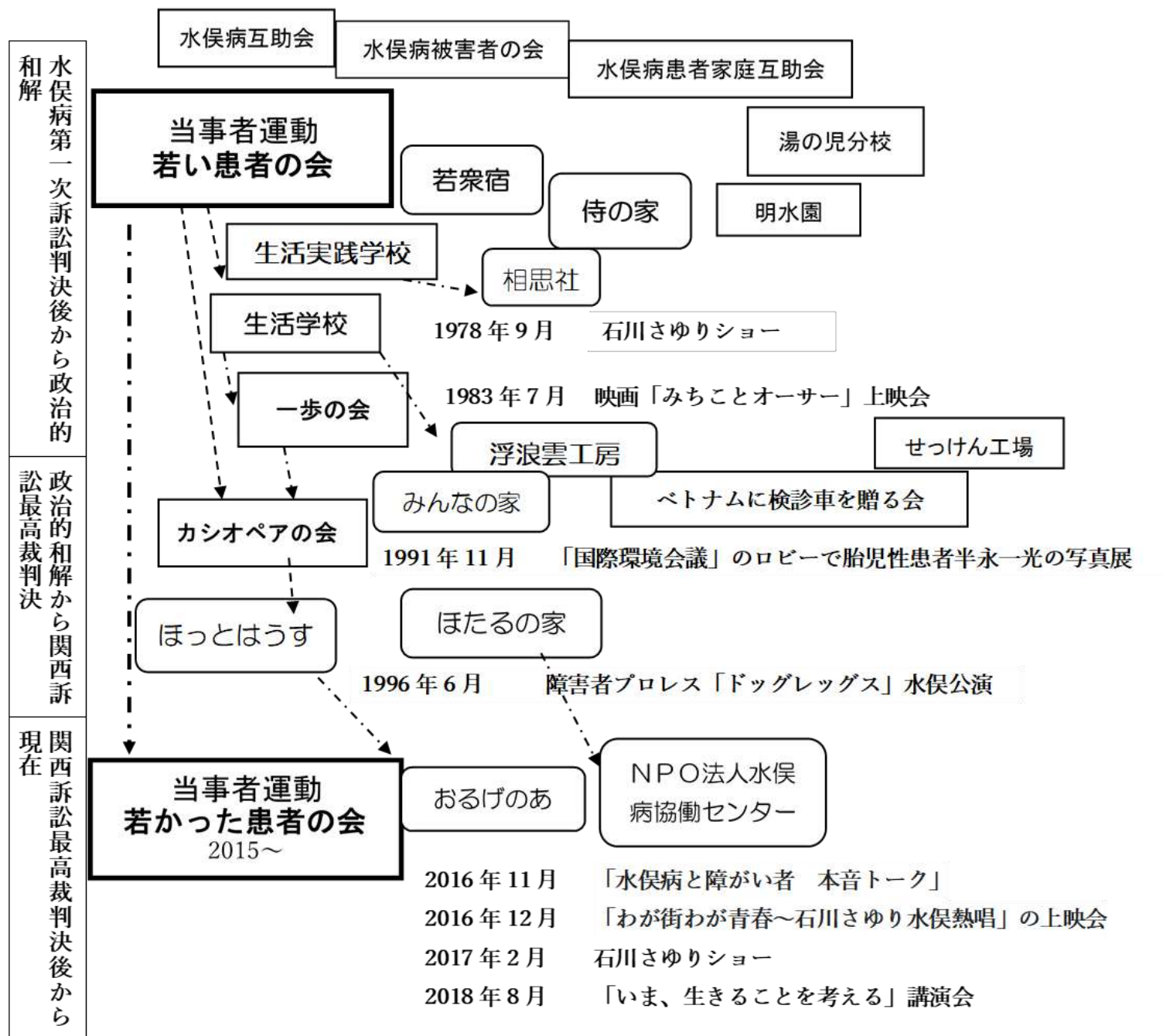
支援者や当事者が生活の場、活動の場を作っていた

年	活動拠点	内容
1972	若衆宿	孤絶を余儀なくされていた10代、20代の胎児性患者らが、生きる意味を求めて若衆宿に集まった1972-1980（2020/5/16毎日新聞）
1974	相思社	患者達の交流の場・生活支援、支援者たちの活動拠点、医療基地、共同作業場など。将来は『胎児性患者も含む患者を核とする労働コロニー』にまでしたい
1977	反農連水俣袋地区生産者連合	本来の人間らしい生活をしながら、弱く切り棄てられる生産者同士の絆を深め、水俣のみかんを通じ、全国に水俣病事件を伝え、自らの生活を据え返す契機にしたい
1982	生活学校	共同生活をし、農作業、家造りをして、夜は水俣病などの学習会などから近代を見直していく作業を行う場
1983	今から一步の会	水俣の障害者、高校生達などで水俣の障害者問題を考える
1987	浮浪雲工房	紙漉き、和紙作りを障害者、水俣病患者と共に働く場
1987	水俣せっけん工場	水俣病の被害者、チッソ労働者、水俣市民54名の出資で、水俣せっけん工場設立。廃食油の回収、せっけん製造を開始
1992	カシオペアの会	胎児性患者や障害者らが結成。ゆっくりとマイペース。月に何度か集まり、明水園に入園している人も外泊外出して参加しお花見や、学習会を実施
1996	ほたるの家	水俣病を伝える活動、裁判支援、相談所。2007年からNPO法人水俣病協働センター
1998	ほっとはうす	胎児性患者と障害者が共に働く場、共同作業所とし開店。2000年度から小規模作業所、2003年から社会福祉法人
2020	エコネットみなまはたらーく（傍楽生）	障害者、小児性・胎児性水俣病患者らとともに環境に配慮した農産物・せっけんなどの製造・販売
2019	水俣病胎児性小児性患者・家族・支援者の会	

小児性・胎児性水俣病患者たちが中心として開催

1975年	若い患者の集まりでチッソに「仕事ばよこせ！人間として生きる道ばつくれ」のビラを配布
1978年9月23日	若い患者の会 水俣市文化会館で「石川さゆりオンステージ」
1991年11月	水俣市文化会館で開催された「国際環境会議」のロビーで胎児性患者半永一光の写真展→「カシオペアの会」結成へ
1996年6月22日	障害者プロレス「ドッグレッグス」を水俣に招き水俣公演を水俣市立体育館で開催
2015年	若かった患者の会 結成
2017年2月	「石川さゆりコンサート」を開催
2018年8月	若かった患者の会「いま、生きることを考える」講演会開催
2021年9月	映画「MINAMATA」水俣先行上映実行委員会に参加

胎児性・小児性水俣病患者の自立生活運動と活動の経緯図



2005（平成17）年4月に当時の環境省小池百合子大臣の私的懇談会「水俣病問題に係る懇談会」

有馬朗人（元東大総長・元文部大臣）

嘉田由紀子（京都精華大学人文学部教授、平成18年4月に辞任）

加藤タケ子（社会福祉法人さかえの杜 ほっとはうす施設長）

金平輝子（元東京都副知事）

亀山継夫（元最高裁判所判事）

鳥井弘之（元日本経済新聞社論説委）

丸山定巳（前熊本大学文学部教授）

柳田邦男（ノンフィクション作家）

屋山太郎（政治評論家）

吉井正澄（前水俣市長）らの10名

「Ⅰ.発生の拡大と責任」、「Ⅱ.被害救済と地域再生」が議論

Ⅱのなかで胎児性患者に対する支援が検討

水俣病公式確認から50年を迎えた2006（平成18）年9月19日に「『水俣病に係る懇談会』提言書」

「『水俣病に係る懇談会』提言書」 12項目のうちのひとつ

7 国は関係地方自治体等と連携して、水俣地域を「福祉先進モデル地域」（仮称）に指定し、水俣病被害者が高齢化しても安心して暮らすことのできるような総合的な福祉対策を積極的に推進すること。その中で胎児性水俣病患者の福祉対策には格別の配慮が必要である。新潟水俣病の被害者に対しても、同質の福祉対策を取ることに。

熊本県水俣病保健課の業務

胎児性・小児性患者等の支援 平成18年度～

2006（平成18）年 水俣病公式確認50年

目的	胎児性・小児性水俣病患者及びその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活を支援するサービス等の充実を図る。
事業内容	介護保険制度や障がい者福祉制度といった既存の福祉制度の適用がない事業で、患者等の社会活動を支援するような事業等に対して補助する。

表9 熊本県事業 胎児性・小児性水俣病患者等の支援
胎児性・小児性患者などの地域生活支援事業 平成18年度～
①福祉サービスの提供など
②緊急時支援
③施設整備及び備品購入など
胎児性水俣病患者等ケアマネジメント・相談支援事業 平成23年度～
胎児性水俣病等なじみホームヘルパー等養成事業 平成23年度～
①水俣病を理解したホームヘルパー等養成支援事業
②なじみホームヘルパー等養成支援事業
胎児性水俣病患者等リハビリテーション支援事業 平成23年度～
胎児性・小児性水俣病患者夢実現（旅行）支援事業 平成25年度～平成27年度

表10 利用可能な施設(入所・通所)
水俣市立明水園（認定患者の為の入所施設・短期入所）
明水園家族棟 んくもりの家潮風（短期入所）
社会福祉法人さかえの杜（ほっとはうす）（通所・短期入所）
NPO法人水俣病協働センター（ほたるの家）（通所）
支援センターまどか（通所）
わくワークみなまた（通所）
水俣市社会福祉協議会（通所）
グローバル園芸療法トレーニングセンター（通所）
NPO法人ひまわり芦北（通所）

出典）保健福祉サービスのしおり～水俣・芦北～より筆者作成

熊本県水俣病保健課

胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

平成26（2014）年度～

趣旨	知事は、胎児性・小児性水俣病患者等の地域における安心した日常生活の確保又は胎児性・小児性水俣病患者等の地域における社会参加（社会活動等）の促進を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する
定義	胎児性・小児性水俣病患者等とは、原則として、胎児性・小児性水俣病患者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律若しくは介護保険法（以下「障害者総合支援法等」という。）によるサービスを受けることができない者又は障害者総合支援法等によるサービスを受けている者であってそれらのサービス以外のサービスを受ける必要があると認められるもの及びそれらの患者の家族又は主な介護者

補助対象事業

胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保、又は 地域における社会参加の促進を図ることを目的とした事業

(1) 胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保又は社会参加の促進に資する事業（障害者総合支援法等の既存の福祉制度を拡充するものに限る。以下「サービス提供事業」という。）

(2) サービス提供事業等を実施するために必要な施設の改築、修繕及び備品購入

(3) 住まいの場又は日中活動の場等を提供するサービスであって、障害者総合支援法等に準じる事業（以下「施設運営事業」という。）

(4) 施設運営事業又は障害者総合支援法等に基づくサービスを実施するために必要な施設の新築、増築等（以下「新築等」という。）及び備品購入

(5) 平成22年度水俣病患者施設医療福祉機能向上支援事業により整備した施設において行う、胎児性・小児性

(6) 家族棟運営事業を実施するために必要な施設の改築、修繕及び備品購入

胎児性水俣病患者等リハビリテーション支援事業

なじみヘルパー等養成支援事業

胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業

水俣・芦北地域ホームヘルパー確保支援事業

胎児性・小児性水俣病患者夢実現支援事業

平成29年(2017年)11月に「胎児性水俣病患者等の住生活に係る不安解消事業のとりまとめ

平成30年度(2018年度)において胎児性患者等が日常的に利用している3事業所に対し、災害時の備蓄品整備の支援

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15211.html

『熊本県の環境 環境白』書2018,2019年度版

「5・1」を考える

水俣病公式確認56年

水俣病の公式確認から56年。水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う原田正純医師に寄稿してもらった。

寄稿 医師・原田正純

【正論部】

今年も5月1日がやってきました。水俣病の公式確認から56年。水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う原田正純医師に寄稿してもらった。

「今日こそ水俣病の患者に立ち戻るべきだ」と話す原田正純さん。熊本市の自宅で。(日本報)



◇ほらだ・まさずみ 1934年生まれ。59年熊本大学医学部卒。同大大学後援。神経精神科助手、講師を経て72年同大人体質医学研究助教授。99年熊本大学大社会福祉学部教授。「水俣病」を刊行。2010年院大退職。熊本市在住。

補償で解決…忘却される患者

水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う原田正純医師に寄稿してもらった。

「企業と行政の犯罪」と銘記を

水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う原田正純医師に寄稿してもらった。

水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う原田正純医師に寄稿してもらった。

用語解説

水俣病特別措置法による未認定患者救済の機わりの近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う原田正純医師に寄稿してもらった。

公式確認となった女性は今

J子さん 2021年5月現在

○生年月日

1953（昭和28）年5月生

○年齢 68歳 ○性別 女性

6人兄弟姉妹の第6子（末子）

昭和31年

水俣病患者診査協議会にて決定

昭和45年1月

旧救済法による認定（Aランク）

障害者手帳1種1級

意思の疎通はできず、食事介助、排せつ介助など日常生活すべてにおいて介助が必要。

○家族内の水俣病被害状況

水俣病認定患者

父（1988年死亡） 母（1988年死亡）第5子（S子
三女、1959年死亡）

医療手帳 第2子、第3子、第4子

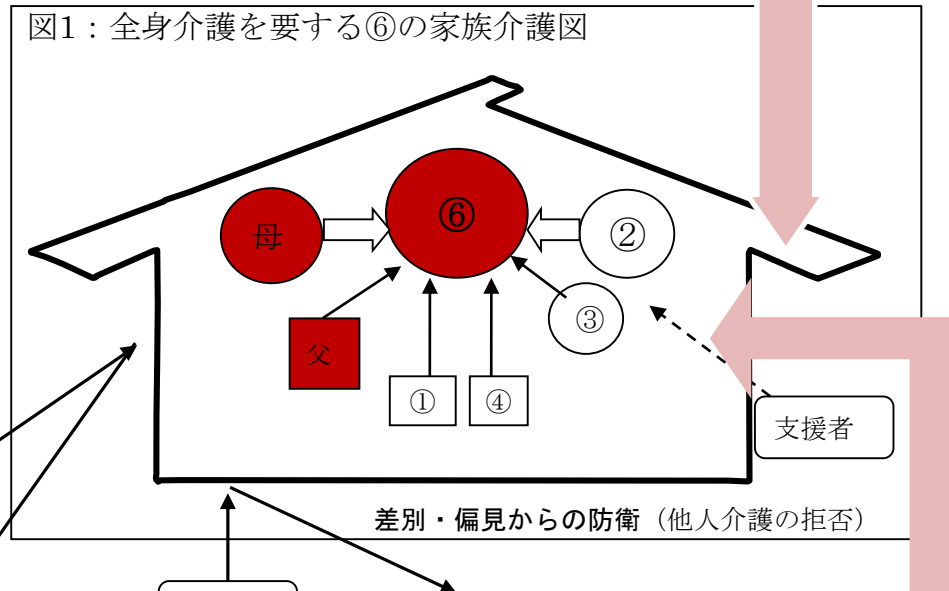
被害者手帳 第1子（長男）

- 両親の死後、姉夫婦が中心となって介護を行っていた。
- 2009年姉が入院、2010年姉の夫が入院
- 在宅生活をつづけるためには補償協定だけでは、生活をするのができない。
- 現在は、姉夫婦とも自宅に戻っているが、姉も介護が必要な状態
- Jさんの介護は、障害者総合支援法に基づく重度障害者等包括支援により居宅介護（食事介助、家事援助、訪問入浴、排せつ介護）と訪問看護を利用し在宅生活をつづけている。

表1-1 チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容 1973年

認定患者への補償	1973年当時			単位＝円
内容 / ランク	A	B	C	
特別調整手当 月額	60,000	30,000	20,000	
医療手当 通院	4,000～5,000			
入院	5,000～7,000			
医療費	チッソが全額負担			
介護費	15,000～20,000			
葬祭料	200,000～233,000(1974年当時)			

図1：全身介護を要する⑥の家族介護図



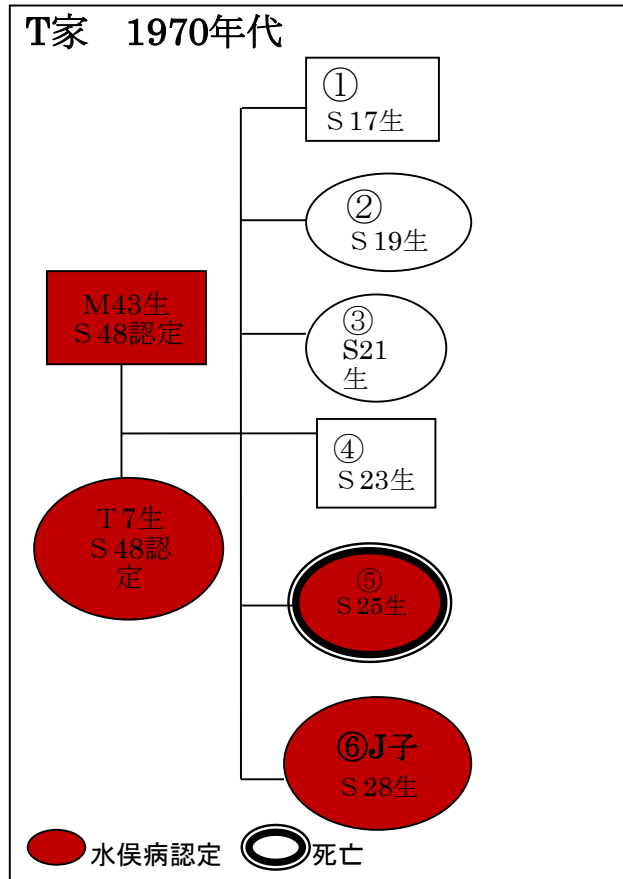
差別・偏見からの防衛（他人介護の拒否）

保健師

表2-1 患者医療生活保障基金 1968年

	単位＝円
介添手当	10,000
おむつ手当	10,000
就学援助費	25,000～35,000
通院交通費 1日につき	120
マッサージ治療費(s49年)	年20回/1回 300
香典	100,000

T家 1970年代



利用可能な施設

水俣市立病院水俣病患者専用病棟(1959～1965?)

水俣市立病院付属湯之児病院(1965～2005)

水俣市立明水園(認定患者の為の施設)(1972～)

熊本県事業

公害保健福祉事業

①家庭療養指導事業(保健師等の訪問)

②療養用具支給事業

T家 2009年

① S 17生
H23被害者手帳
別世帯 (水俣市内在住)

② S 19生
H7医療手帳

S 43生
H7医療手帳

②夫
S 23生

S 53生

M 49生
S 48固定
S 62.1死亡

③ S 21生
H7医療手帳
別世帯(千葉県)

④ S 23生
H7医療手帳
別世帯 (水俣市内在住)

⑤ S 25生
S 31.4.14発病
S 31固定
S 34死亡

⑥ S 25生
S 31.4.24発病
S 31固定

 水俣病認定
  医療手帳
  被害者手帳
 水俣病認定申請中
  死亡

図2：介護を要する⑥の家族介護図
(1987～2009)

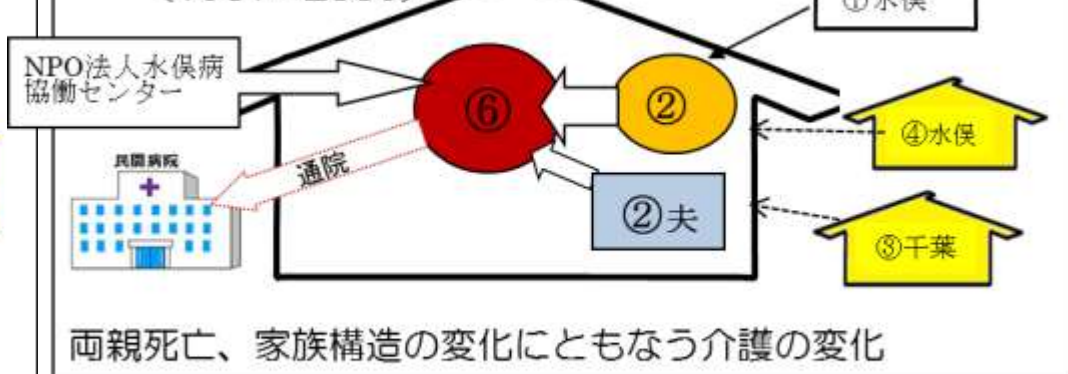
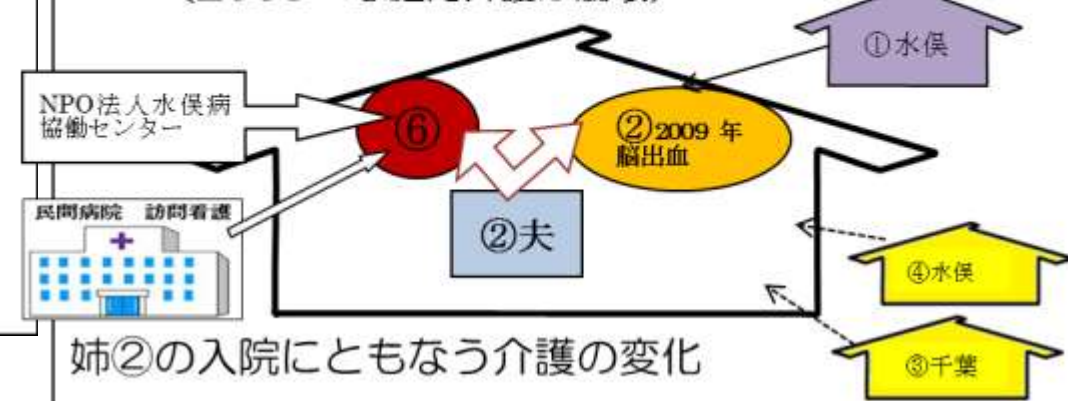


図3：介護を要する⑥の介護図
(2009～家庭内介護が崩壊)

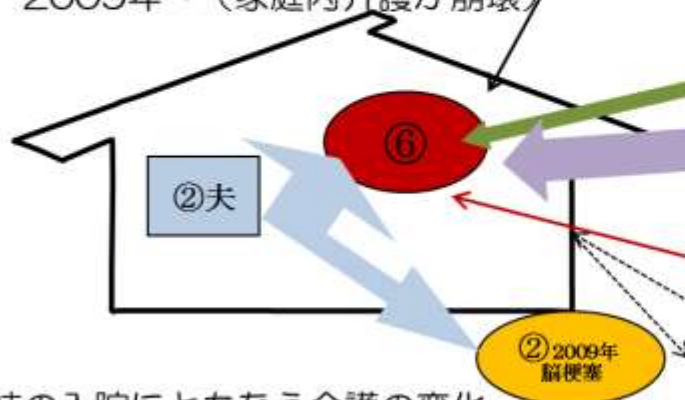




介護を要する⑥の介護図 2010年9月～（家庭内介護崩壊後）



介護を要する⑥の介護図
2009年～（家庭内介護が崩壊）

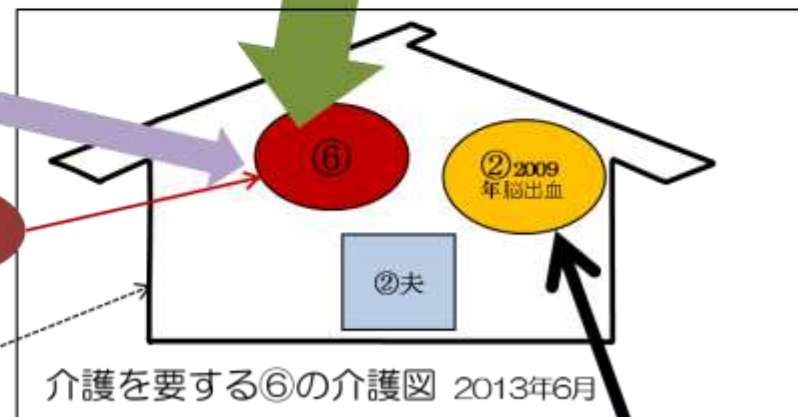


NPO法人水俣病
協働センター

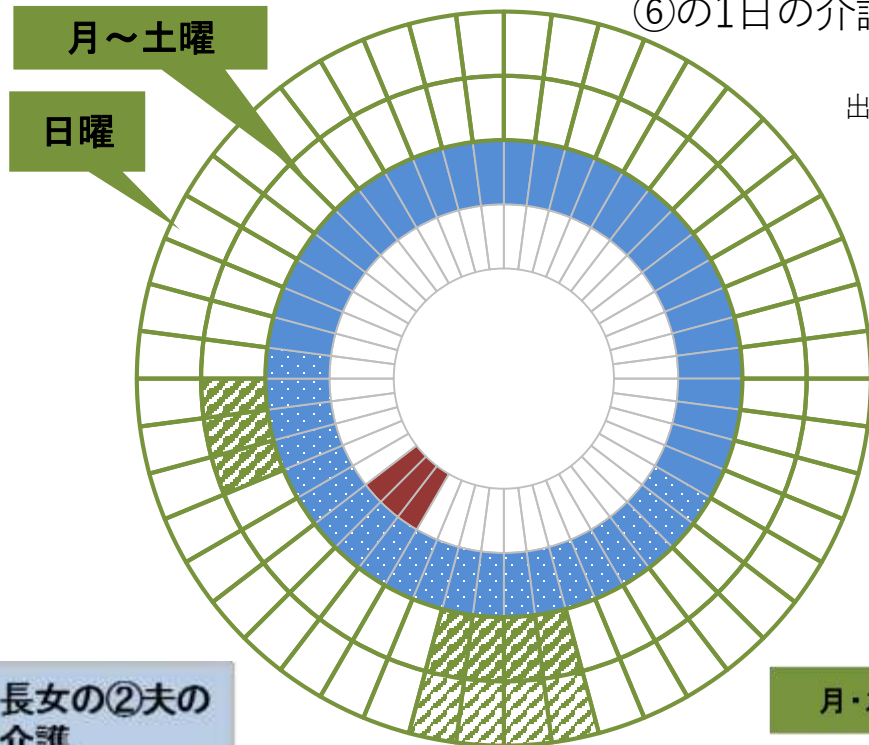
訪問看護

保健師

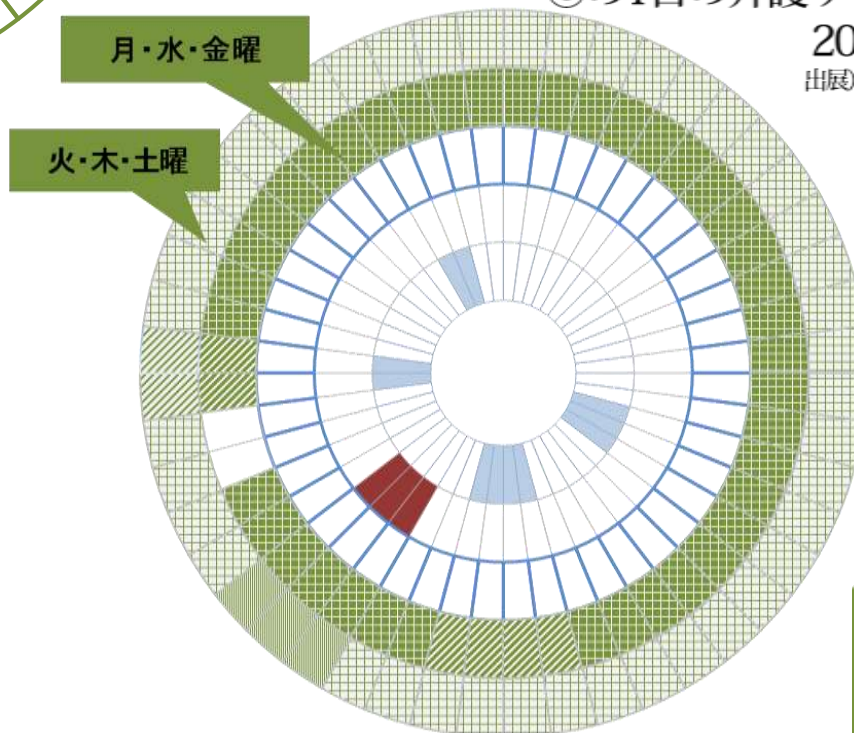
介護を要する⑥の介護図 2013年6月



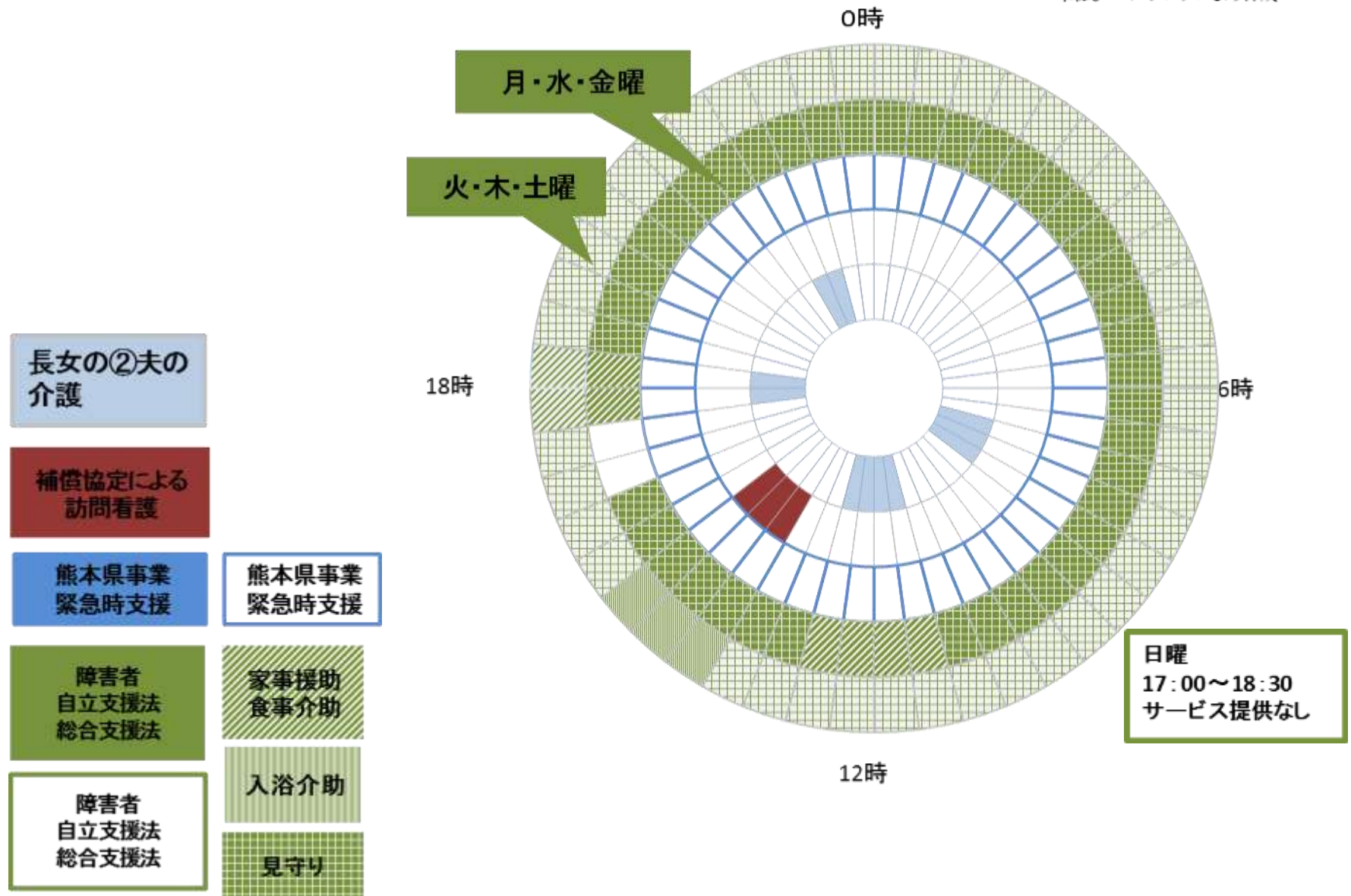
⑥の1日の介護サービスの状況
2010年9月現在
出展) ヒアリングにより作成



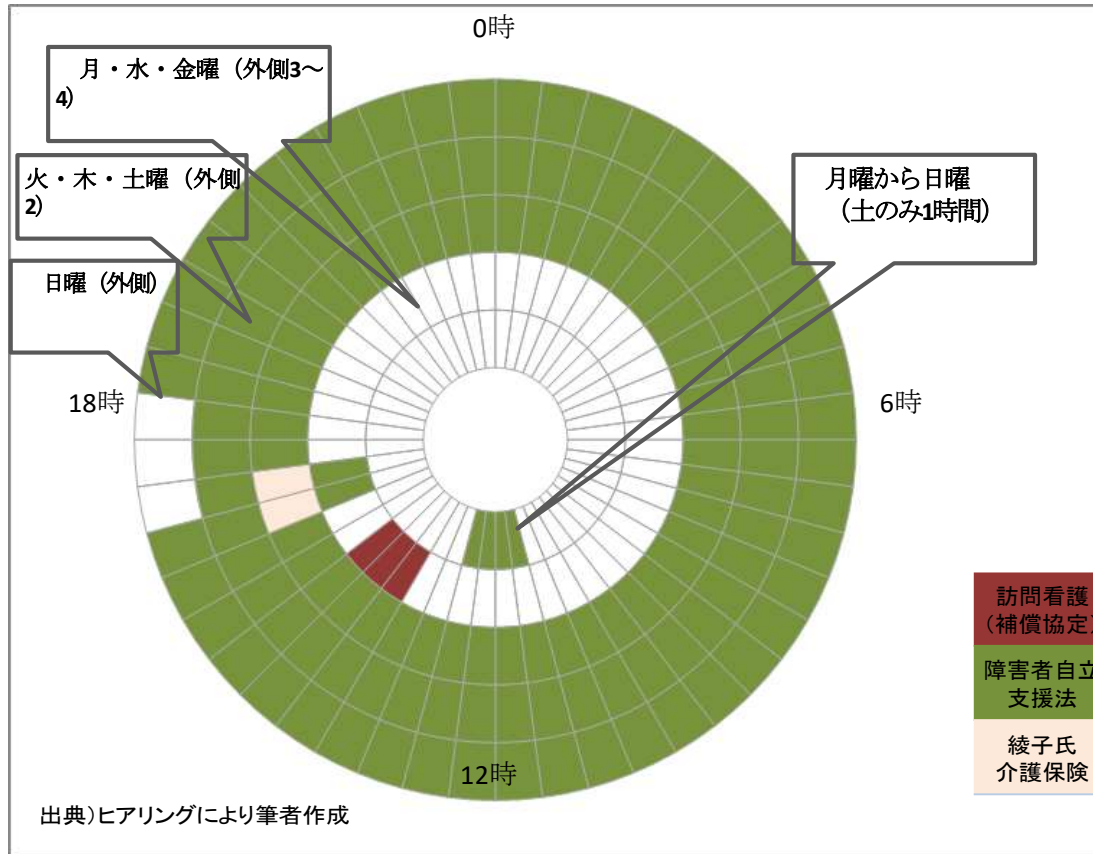
⑥の1日の介護サービスの状況
2013年6月現在
出展) ヒアリングにより作成



⑥の1日の介護サービスの状況
2013年6月現在
出展) ヒアリングにより作成



公式確認となった女性は今



J子さんの1日の介護利用時間の制度区分状況
2013年10月現在

J子さんの1日の介護利用時間の制度区分状況

2021年8月現在 ヒアリングにより作成。

週間サービス計画表

障害者総合支援法

介護保険

補償協定

利用者名 T氏

居宅サービス計画作成（変更）日

令和03年08月01日

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
早朝	6:00								食事
	7:00								
午前	8:00								
	9:00								
	10:00								
	11:00								
午後	12:00	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護			食事
	13:00	訪問入浴		訪問入浴	医療訪問看護 (チッソ)	訪問入浴			
	14:00								
	15:00								
	16:00								
	17:00		医療訪問リハビリ (チッソ)						
		訪問介護 (介護保険)	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護			食事
夜間	18:00								
	19:00								
	20:00								
	21:00								
	22:00								
週単位以外のサービス		介護保険で提供できない見守りなどは障がい福祉サービスで提供							

チッソが負担する部分は、ごく一部。他の制度によって生活が成り立っている。

協定書 前文

七、 チッソ株式会社は、水俣病患者の治療及び訓練、社会復帰、職業あっせんその他の患者、家族の福祉の増進について実情に即した具体的方策を誠意をもって早急に講ずる。

2014年最高裁判決後の行政の発言

小泉純一郎首相 (当時) 2004.10.16 熊日 朝刊	「被害に遭った方は大変ご苦労が多かったと思う。二度とあのような悲惨な公害を繰り返してはいけない。判決は厳粛に受け止める」
細田博之官房長官 2004.10.16 熊日 朝刊	「当事者をはじめ、多年にわたり苦悩を強いられた方々に誠に申し訳ない気持ちだ」と謝罪 行政の不十分な対応が被害を拡大したとの批判に対しては「行政上の反省すべき点が多い事案だ」
小池百合子環境相 2004.10.16 熊日 朝刊	原告が要求する判断条件の見直しや療養費支給などについて「真摯（しんし）に対応したい」

を報告した。
国立医薬品食品衛生
研究所の評価結果によ
ると、1人分に当たる
0・15gの食塩液か
ら検出されたヒ素の量
は最大39ナノグ(ナノは

10億分の1)で、毎日、
一生注射したと仮定し
ても問題ないとされる
許容量の数十分の1だ
った。
そのため乳児が1回
接種しても、安全性に

問題はなないと結論づけ
た。
こうした評価結果に
ついて委員から異論は
出なかったが、調査会
はヒ素の検査法を改め
るよう指示した。

水俣病支援に新施設

熊本県、患者介護で検討

熊本県の蒲島郁夫知
事は5日、同県水俣市
にある水俣病患者の交
流施設「遠見の家」を
訪ね、患者らと懇談し
た。今年には国が公害病

と認定してから50年。
高齢化が進む患者側か
らは、家族と一緒に入
居できる介護施設を求
める声が上がった。県
側は「被害者に寄り添
い、できることは何で

もしたい」(蒲島氏)
と応じ、新たな支援施
設を整備できるかどう
かを検討する姿勢を示
した。
県環境生活部による

と、特別養護老人ホー
ムに準じたものを設け
た上で運営を民間委託
する案をはじめ、さま
ざまな形を検討してい
くという。蒲島氏や県
の担当者は、実現の具

体的な見通しについ
て、懇談の場で明言し
なかった。
水俣病互助会の上村
好男会長(83)は「みん
な年を取り、症状が重
くなった。(個々の)
認定等級を変更してほ
しい」と、懇談で訴え
た。終了後の取材に「県
は、必要な要求を国に
してほしい」と語った。
同市立水俣病資料館

で県側と意見交換し
た「語り部の会」の緒
方正実会長(60)は、
水俣病に対する次世
代の知識不足に懸念を
示した。蒲島氏は伝承
活動への支援を誓っ
た。

目。6日も患者と懇談
する。

口永良部噴煙
1400mに
噴火断続的に発生
屋久島町・口永良部
島は5日、小規模な噴
火が断続的に発生し噴



水俣病患者と懇談する熊本県の蒲島郁夫知事
＝5日午後、熊本県水俣市
(右端)



胎児性や小児性の水俣病患者と懇談する蒲島郁夫知事（左端）
＝6日、水俣市

水俣病胎児性患者の介助者 同行旅費の補助再開

来年度から 知事が表明

水俣病患者の要望を聞くために水俣・芦北地域を訪れた蒲島郁夫知事は6日、胎児性患者らの旅行に同行する介助者の旅費補助を、2019年度から再開させる考えを示した。5日から滞在している蒲島知事は6日、認定患者が入所する水俣市立明水園や芦北、津奈木両町の施設などを訪問。胎児性患者らが

利用する同市の「ほっ」とは「す」では、患者らが介助者の旅費補助再開を要望。蒲島知事は「皆さんが旅行を続け、常に元気であってほしい。再開を約束する」と応じた。県水俣病保健課によると、介助者の旅費補助制度は2013～15年度に実施。1人上限10万円、3年間で計32人が利用した。19年度からの補助額などは今後協議する。蒲島知事は「患者さんが旅を生きがいに、元気にリハビリするようになっ」と述べた。（山本遼）

2018.11.7（水）熊本日日新聞 朝刊

第2世代訴訟

2007年	10月11日	熊本地方裁判所に提訴
2008年	2月14日	第1回口頭弁論
2013年	11月1日	1人の原告が公健法の認定。
2014年	3月1日	判決 3人は水俣病と認め、5人は認めず
	4月	控訴
	12月8日	第1回 控訴審 福岡高裁
2015年	10月15日	認定義務付け訴訟を熊本地裁に提訴
2020年	3月13日	福岡高裁判決 原告敗訴 上告
2021年	11月26日	第32回 認定義務付け訴訟口頭弁論 結審

新潟水俣病 訴訟

2007年	4月1日	国家賠償請求 新潟地裁に提訴
2013年	12月	認定義務付け訴訟を新潟地裁に提訴
2015年	3月10日	判決 7人は水俣病と認められ、4人は認めず
	3月31日	控訴
	10月14日	第1回控訴審 東京高裁
2016年	5月30日	認定義務付け訴訟判決 7人勝訴、2人敗訴 控訴
	9月26日	認定義務付け訴訟控訴審第1回弁論
2017年	11月29日	認定義務付け控訴審 東京高裁 9人勝訴
	12月4日	新潟市上告せず。9人行政認定へ

現在も続いている訴訟

- ・ 認定義務付け訴訟
原告：倉本さん 熊本地裁で係争中
- ・ ノーモア・ミナマタ2次訴訟 原告約1700人
請求額 450万円 熊本地裁、大阪地裁、東京地裁



2013年11月
熊本地裁

水俣病の被害を訴え続ける 2017.9.28

「水銀に関する水俣条約」第1回締約国会議 水俣への思いをささげる時間

「私は15歳の時にスウェーデンに行きました。水銀の恐ろしさを伝えに行きました。61歳になりました。みんなどんどん悪くなっています。歩けなくなりました。このTシャツは胎児性の人が書いてくれました。みんなの気持ちを持ってきました。私も悪くなっています。これが最後だと思って来ました。

何べんも何べんも言ってきました。
水俣病は絶対に終わっておりません。
今も裁判で闘っている人がおります。
水銀が埋め立て地にあります。

県も国も何もしておりません。患者の気持ちになってやっってください。水俣病は終わっておりません。」

水俣学通信

Newsletter from the Open Research Center for Miyama Studies

第13号
2017.11.1



水俣市立小中学校で水俣病被害の歴史を伝える展示が行われ、子どもたちが興味を示している様子。

目次	編集後記	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」
「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」
「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」
「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」
「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」
「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」
「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」
「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」
「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」
「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」	「水俣病被害者の声」

水俣をみる眼

「人間の問題を研究しようとするれば、相手が実験動物ではないのだから、煩わしい社会問題や政治問題に巻き込まれるのは、覚悟しなければならない。（略）水俣病事件でわたしがもっとも学ばされたのは『何のために研究をするかという研究のあり方、専門家とは何か』ということだった。」

原田正純『いのちの旅』より

「水俣学講座というのは、水俣病の知識をたんに与えるのではなく、水俣病事件というものに、私たちの身の回り、つまり私たちの生きざまとか研究のありかた、社会のありようなどを、いろんな分野を水俣病事件に当てはめてみる、そこに映しだしてみることが、私は水俣学の目的と考えています。」 原田正純『水俣学講義』より

参考文献・引用文献・おすすめ文献

原田正純著『水俣病』岩波新書、1972年

原田正純著『水俣病は終わっていない』岩波新書、1985年2月

花田昌宣・原田正純編著『水俣学講義 第1～5集』日本評論社

原田正純著『水俣が映す世界』日本評論社 1989年、『水俣病に学ぶ旅』日本評論社 1985年

熊本県環境公害部『訴訟概要』平成5年10月

原田正純著『水俣・もう一つのカルテ』1989年、『私の水俣学ノート 金と水銀』講談社2002年

原田正純著『いのちの旅ー「水俣学」への軌跡』東京新聞出版局 2002年

原田正純、田尻雅美、山下善寛「環境病跡学ー環境汚染による疾病の疫学的診断方法」『社会医学研究』第26巻 2009年6月

熊本学園大学水俣学研究センター『ブックレットNo.1～15』 熊本日日新聞社

花田昌宣著『水俣病研究序説』藤原書店 2004年

熊本県水俣病相談事務所『水俣病問答集』1995年4月

砂田明編『季刊不知火-いま水俣は』季刊不知火・編集室、1975年5月～1979年3月

水俣学研究センター資料叢書Ⅰ『水俣病に対する企業の責任』水俣学研究センター

日本弁護士連合会公害対策委員会『水俣よみがえれ-水俣病実態調査報告書-』1983年

水俣病研究会編『水俣病事件資料集上下巻』1996年

有馬澄雄編集『水俣病 20年の研究と今日の課題』青林舎1979年

東京・水俣病を告発する会編 縮刷版『告発』『告発』縮刷版発行委員会1971、1974年

吉田司『下下戦記』白木社、1987年12月
